

平成 27 年度決算審査の概要

— 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

本島 裕三

(決算委員会調査室)

1. 参議院における平成 27 年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
 - (1) 内閣官房及び内閣府における不適切な物品管理
 - (2) 東日本大震災に係る復旧工事等をめぐる入札談合
 - (3) 政府開発援助事業をめぐり不正事案
 - (4) 文部科学省における再就職等規制違反
 - (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター等における不適正な会計経理
 - (6) 商工中金の危機対応業務における不正行為
 - (7) 除染事業における不適正事案
3. 平成 27 年度決算の審査結果
 - (1) 決算の是認
 - (2) 決算に対する各会派の賛否及び意見
 - (3) 警告決議
 - (4) 平成 27 年度決算審査措置要求決議
 - (5) 会計検査院への検査要請
4. 決算審査をめぐり今後の課題
 - (1) 決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保する有効な取組
 - (2) 参議院における決算審査の更なる充実に向けて

1. 参議院における平成 27 年度決算の審査経緯

国の平成 27 年度決算は、第 192 回国会中の平成 28 年 11 月 18 日に、会計検査院の平成 27 年度決算検査報告と共に国会に提出された。参議院においては、28 年 11 月 28 日に本会議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同日、委員会において麻生財務大臣から決算の概要説明を、河戸会計検査院長から検査報

告の概要説明をそれぞれ聴取した。29年3月28日に安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、その後、省庁別審査を計6回、5月22日に麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月5日には安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、その審査を終えた。

そして、6月7日の本会議で、岡田広決算委員長から審査報告がなされ、平成27年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（警告決議）を行った。

本稿では、警告決議に係る質疑と審査結果等について紹介する。

2. 警告決議に係る質疑の概要

（1）内閣官房及び内閣府における不適切な物品管理

平成27年度決算検査報告では、内閣官房及び内閣府本府において、組織の新設・統廃合に伴う物品検査が適切に行われておらず、50万円以上の機械等の重要物品が物品管理簿等に記録されているにもかかわらず、現物が確認できない事態などにより、平成26年度末の重要物品284個69億円分の管理が不適切な状態になっていたことが指摘された。

委員会では、これら重要物品の管理が不適切な状態となった理由、指摘に対する内閣官房及び内閣府の対応、物品管理の効率化に向けて電子タグ（RFID）等を導入する必要性等についてたゞされた。これに対し、内閣府は、「現物が確認できないと指摘を受けた重要物品200個のうち、ほぼ9割が中央防災無線網関係の機器であり、残り1割が情報システムに係る機器や事務用機器である。現物が確認できないと指摘を受けた物品のほとんどは、機器更新に伴い高機能機器への入替えにより不用となったものなどであり、法令に定める所要の手続を経ることなく廃棄され、物品管理等の記録が残されたままとなっていたものと判明した。当該物品が業者に引き取られた際、担当職員から物品供用官に情報が伝わらず、物品管理簿に記載するという事務の基本ができていなかったものであり、今回のこのような事態を招いたことについては重く受け止めている。物品を適正に管理する重要性に対する認識が欠如していたことが挙げられ、また、頻繁な組織の新設、統廃合に伴い執務室が移転している状況や直接管理する建物以外で物品が設置されている状況に即して物品を適切に管理する連絡体制が整備されていなかったこと、物品検査が適切に行われていなかったことが考えられ、これらを踏まえて、今後再発防止に努めてまいりたい」旨答弁した¹。また、菅内閣官房長官は、「私自身、全体の責任者であり、今回のこの事態については誠に遺憾であって、心からおわびを申し上げる。指摘を頂いたRFIDも含めて、今後二度と再びこうしたことが起きないように、しっかりと責任を持って実行に移したい」旨答弁した²。

（2）東日本大震災に係る復旧工事等をめぐる入札談合

東日本大震災に係る復旧工事等に関し、公正取引委員会は、平成28年9月6日、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害

¹ 第193回国会参議院決算委員会会議録第3号7頁、35頁（平29.4.3）

² 第193回国会参議院決算委員会会議録第3号7頁、35頁（平29.4.3）

復旧工事の入札参加業者 20 社が 23 年 7 月中旬頃以降に受注調整を行っていたとして、これらの事業者に対して排除措置命令を行い、うち 11 社に対し総額約 14 億 1 千万円の課徴金納付命令を行った。また、28 年 9 月 21 日、同じく NEXCO 東日本関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者 8 社が 23 年 9 月に行われた合意に基づきこの工事の入札について受注調整を行っていたとして、これらの事業者に対して排除措置命令を行い、うち 5 社に対して総額約 4 億 8 千万円の課徴金納付命令を行った。さらに、29 年 2 月 16 日、地方公共団体などが宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者 7 社が 24 年 8 月以降に受注調整を行っていたとして、うち 6 社に対し排除措置命令を行い、うち 5 社に対して総額約 5 億 9 千万円の課徴金納付命令を行った。

委員会では、震災復興事業に係る談合事件への厳正な対応の必要性についてたゞされた。これに対し、今村復興大臣（当時）は、「もとより、談合というものはあってはならないことであり、特にこの復興事業は、国民が負担している財源によって実施しており、厳に適正な執行が求められている。復興事業においてこういったことが発生していることは誠に遺憾であり、独占禁止法や建設業法などによりこれまでも厳正に対処されてきている。復興庁としても、具体的に事業を執行する関係省庁に対しても綱紀粛正と事業の適正な執行についてこれまでも求めてきたが、今後とも更に強く求め、またしっかりと監督もしてまいりたい」旨答弁した³。

（３）政府開発援助事業をめぐる不正事案

政府開発援助（ODA）事業については、平成 20 年の贈収賄事件を始めとする不正事案が相次ぎ、26 年 6 月に参議院が警告決議により是正を促し、不正腐敗防止対策が講じられたにもかかわらず、その後も、バングラデシュ、ペルー等において、受注企業による過大請求等の不正行為が繰り返されていたことが明らかとなった。

委員会では、不正事案が繰り返される理由と再発防止策の徹底についてたゞされた。これに対し、岸田外務大臣は、「平成 26 年 10 月の強化対策以降、不正の発見、探知が進んでいるという点はあるが、そもそもこうした不正はあってはならない。不正が存在する事実は重く受け止め、一層の対応が求められていると考える。不正を行ったら必ず見破られ、厳しいペナルティーが科せられるとの二つの認識を更に徹底させることが重要であり、チェック体制を一層強化することと併せてペナルティーの強化、この二つの柱を中心に更なる対応を考えていかなければならない。引き続き JICA とも連携しながら取組を進めていく」旨答弁した⁴。

（４）文部科学省における再就職等規制違反

文部科学省職員の再就職に関して、歴代事務次官等の幹部職員や人事課職員が関与した組織的な再就職のあっせん等が行われ、62 件の国家公務員法に違反する行為が確認された

³ 第 193 回国会参議院決算委員会会議録第 5 号 7 頁（平 29. 4. 17）

⁴ 第 193 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号 17 頁（平 29. 5. 15）

ことが、「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」において明らかとなった⁵。

委員会では、職員が再就職した大学等関係団体への補助金交付状況等を検査する必要性、国家公務員における年功序列人事の廃止やキャリアパス構築の必要性等についてただされた。これに対し、松野文部科学大臣は、「今回の文部科学省における再就職等規制違反については、文部科学行政に対する国民の信頼を著しく損ない、当省職員の再就職に疑惑を抱かせるものであり、省を挙げて猛省するとともに、文部科学省の責任者として国民の皆様におわびを申し上げる。組織的な再就職あっせん構造について、幹部がそれを認識していたか否かにかかわらず重大な責任があったと認定をしており、旧文部省出身の歴代事務次官を停職相当、歴代人事課長を原則減給処分とするなど、厳正な処分を行った。調査を通じて考え得る再発防止策の在り方として、硬直化した人事慣行や組織体制の見直し、身内意識の組織風土の改革、職員の遵法意識の醸成の三点が挙げられており、文部科学省としては、再就職等規制違反の再発防止策に関する有識者検討会における議論を開始した。検討会における議論も踏まえ、再発防止策の検討を進めてまいりたい」旨答弁した⁶。また、山本国家公務員制度担当大臣は、「年功序列人事の廃止や定年まで働くキャリアパスが必要であり、国家公務員法の改正において、人事評価に基づく能力・実績主義による人事管理を導入した。また、幹部職員の候補となり得る管理職員としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための幹部候補育成課程を導入した。こうした制度をしっかりと運用することにより、能力・実績主義を踏まえた、採用年次等にとらわれない人事を推進してまいりたい。加えて、中高年期の職員が長年培った知識や経験を有効に生かしていくことは重要であり、専門スタッフ職など知識や経験を生かせるポストの活用により、職員の多様な分野への積極的な活用を図っていきたい」旨答弁した⁷。

（５）独立行政法人日本スポーツ振興センター等における不適正な会計経理

平成 27 年度決算検査報告では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（J S C）及び日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会にそれぞれ加盟するスポーツ団体において、不適正な会計経理があったことが指摘された。

平成 28 年 11 月 28 日の本会議における平成 27 年度決算の概要報告に対する質疑において、スポーツ団体におけるガバナンスの徹底に向けた取組の必要性等についてただされた。これに対し、松野文部科学大臣は、「不適切な経理処理が明らかになったことは誠に遺憾である。文部科学省では、各団体に対し、過払い額の返還等の措置を講じている。スポーツ団体のガバナンス強化については、国として、27 年 3 月にスポーツ団体の組織運営や体制強化の指針を示し、各団体に対して組織の現状の把握や改善を促している。また、日本オ

⁵ 文部科学省再就職等問題調査班「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」（平 29. 3. 30）

⁶ 第 193 回国会参議院決算委員会会議録第 7 号 27 頁（平 29. 5. 8）

⁷ 第 193 回国会参議院決算委員会会議録第 2 号 27 頁（平 29. 3. 28）

オリンピック委員会では、27年度から競技団体の会計やマネジメント教育等の支援を行う国内競技団体（NF）総合支援センターを設置しているほか、日本パラリンピック委員会と日本財団が連携しパラリンピックサポートセンターが設立されるなど、適正な組織運営のための支援が行われている。文部科学省としては、日本オリンピック委員会等と連携し、これらのガバナンス強化の取組を推進することにより、再発の防止にしっかりと取り組んでいく」旨答弁した⁸。

（6）商工中金の危機対応業務における不正行為

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務において、顧客から受領した資料の改ざん等により、全国35支店で198億円に上る不正な融資が行われていたこと、内部監査で不正の一部が発覚したにもかかわらず、隠蔽されていたことが明らかとなった⁹。

委員会では、商工中金の危機対応業務における不正融資事案に対する認識及び今後の対応策、政府系金融機関の在り方を見直す必要性等についてたゞされた。これに対し、麻生財務大臣は、「今回の商工中金の危機対応業務において、資料を改ざんするなど、甚だ遺憾なことである。第三者委員会の中で危機対応業務について、制度の趣旨の徹底が不十分、制度趣旨に沿った適正な運用を確保するためのガバナンスの評価が整備されていなかったとの指摘がある。金融庁が出した業務改善命令によって特定された根本原因などを踏まえて、更にガバナンスの強化、役員の実任の明確化等、商工中金に対して対応を求めていかねばならない」旨答弁した¹⁰。また、松村経済産業副大臣は、「商工中金の危機対応業務の融資の際に、職員が試算表等の数字を改ざんした事案が発生したことについては、誠に遺憾である。過去何年にもわたり、現在でも延々と続けられてきた問題であると認識しており、今の役員の実任処分をするだけで解決できる問題ではない。この問題を根絶すべく、経営陣には、まず徹底的に問題を洗い出し、全容を解明することを求めていく。商工中金に対し業務改善命令を発出し、危機対応貸付けについて、全件調査を実施し、問題の所在とその根本原因を特定することなどを求め、全容解明の結果を踏まえた上で、直接関与した職員の実任や担当役員の実任責任の明確化、またガバナンスの根本的な強化に向けた組織体制の見直しの検討など、商工中金に対して更なる対応を求めていく。加えて、国の監督の在り方についても検証し、立入検査の頻度を増やすなど、あるべき検査体制について検討したい」旨答弁した¹¹。

（7）除染事業における不適正事案

福島県内において実施された放射性物質の除染事業をめぐる、除染廃棄物の不法投棄等が行われていたことが明らかとなった¹²。また、環境省福島環境再生事務所の職員が下請受

⁸ 第192回国会参議院本会議録第14号11頁（平28.11.28）

⁹ 商工中金「株式会社商工組合中央金庫危機対応業務にかかる第三者委員会調査報告書」（平29.4.25）

¹⁰ 第193回国会参議院決算委員会会議録第9号19頁（平29.5.22）

¹¹ 第193回国会参議院決算委員会会議録第9号37頁（平29.5.22）

¹² 『福島民報』（平27.2.26）

注の便宜を図った疑いにより収賄罪で起訴される事態が発生した¹³。

委員会では、除染事業における収賄事件等の不正事案に対する認識、発生の要因及び再発防止策等についてただされた。これに対し、山本環境大臣は、「福島の皆様及び復興に取り組まれている多くの関係者の皆様、国民の皆様の信頼を大きく揺るがせるような事態を生じてしまったことについて、深くおわびを申し上げる。このような事態を招いたことは極めて残念であり、改めて綱紀の粛正、適正な業務執行に取り組み、信頼回復に努めてまいります。今回の事案は基本的には当該職員の倫理観の欠如によるが、同様の不正事案が生じないように、事務次官による福島環境再生事務所職員への訓示や、福島環境再生事務所の全職員を対象とした倫理保持についての個別指導を行うなど、綱紀の確保、公務員倫理の徹底等に努めている。一方、組織が急拡大する中でこのような不祥事が生じてしまったところであり、組織管理体制の強化が急務と考えている。引き続き職員研修などにより公務員倫理の徹底を図るとともに、事務所における管理職の適正な格付を始め人員の充実及び体制の強化などについて関係部署と相談しながら管理体制を整備していきたい」旨答弁した¹⁴。また、吉野復興大臣は、「福島の復興に関する事業でこのような事態が生じたことは、福島選出の一人として誠に遺憾であり、復興庁としても、関係省庁に対し、改めて綱紀の粛正、厳正な保持と適正な執行について求めたところであり、今後とも強く求めていく」旨答弁した¹⁵。

3. 平成 27 年度決算の審査結果

(1) 決算の是認

平成 27 年度決算は、平成 29 年 6 月 5 日の参議院決算委員会での採決の結果、多数をもって是認することとし、また、警告決議は全会一致をもって議決された。また同日、措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定したほか、国会法第 105 条の規定に基づき会計検査院に対し会計検査の要請を行った（後頁参照）。6 月 7 日の参議院本会議においては、平成 27 年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は全会一致をもって議決された。

(2) 決算に対する各会派の賛否及び意見

平成 27 年度決算の委員会採決において、自由民主党・こころ、公明党は決算の是認に賛成、民進党・新緑風会、日本共産党、日本維新の会、希望の会（自由・社民）、無所属クラブは是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである。

民進党・新緑風会は反対理由として、平成 27 年度予算において、将来の租税を償還財源とする普通国債が前年度末から 31.3 兆円増加し 800 兆円を上回る長期債務の増加を抑制できていないことや、社会保障関係費と国債費の歳出予算に占める割合が年を追うごとに

¹³ 『毎日新聞』（平 29. 3. 23）

¹⁴ 第 193 回国会参議院決算委員会会議録第 9 号 36 頁（平 29. 5. 22）

¹⁵ 第 193 回国会参議院決算委員会会議録第 9 号 36 頁（平 29. 5. 22）

増加し、行政需要に応じた弾力的な予算配分が困難となっており、文教及び科学振興費を前年度から2年連続で3,000億円削減するなど、本来優先的に配分すべき予算を大幅に削減していること、27年度以降、実質経済成長率はマイナス0.2%からプラス0.5%の間で推移し、実質賃金の伸び悩みにより個人消費も低迷したままであるなど、安倍内閣による経済政策の失敗が明らかとなったことなどを指摘した。

日本共産党は反対理由として、3年連続で軍事費が増加し、F35やオスプレイ、無人偵察機、イージス艦の購入など、海外派兵型を強力に推進しており、北東アジアでの軍事的緊張を加速しかねないこと、消費税率の引上げの平年化に伴って、26年度決算に比べて消費税収は更に1.6兆円増となったものの、介護報酬の引下げ、特別養護老人ホーム（特養）などの食費、居住費の引上げ、軽度者への特養の入所制限、年金のマクロ経済スライドの初めての発動、75歳以上の医療保険料の特例廃止、70歳以上の医療費窓口負担の2倍化、生活保護の住宅扶助、冬季加算の削減など、社会保障を大幅削減したことなどを指摘した。

希望の会（自由・社民）は反対理由として、税収において消費税への依存が更に強められた上、法人税率の引下げや贈与税の減税を始め利益や資産をため込む大企業や資産家の減税対策が先行しており、税制の所得再分配機能が低下し、高所得世帯と低所得世帯の格差固定化につながっていること、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の減額、介護報酬の減額、生活保護費も減額されるなど、社会保障の切下げが実施されていること、三大都市圏環状道路、国際コンテナ戦略港湾の機能強化、首都圏空港の強化など、国際競争力強化の観点から大規模公共事業が推進されていること、防衛予算が3年連続して増大し国産哨戒機P1やオスプレイ、イージス艦建造費など、集団的自衛権行使を容認した閣議決定を踏まえた新たな武器購入や離島部の拠点整備費等が盛り込まれていることなどを指摘した。

（3）警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているもの、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、国会の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。この警告決議は、全ての会派の合意に基づいて議決することを例としており、今回も決算是認の賛否にかかわらず、委員会及び本会議において全会派が賛成している。平成27年度決算に関して議決した警告決議の項目は、図表1のとおりである¹⁶。この警告に対し、安倍内閣総理大臣は、平成29年6月7日の参議院本会議において、「誠に遺憾である。これらの決議の内容は、政府として重く受け止めるべきものと考えており、決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることがないように改善、指導していく」との所信を述べた¹⁷。

¹⁶ 決議本文は以下を参照。〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/193/k010_17060701.pdf〉（平29.7.3最終アクセス）

¹⁷ 第193回国会参議院本会議録第30号（平29.6.7）

図表 1 警告決議の項目

1. 内閣官房及び内閣府における不適切な物品管理について
2. 東日本大震災に係る復旧工事等をめぐる入札談合について
3. 政府開発援助事業をめぐる不正事案について
4. 文部科学省における再就職等規制違反について
5. 独立行政法人日本スポーツ振興センター等における不適正な会計経理について
6. 商工中金の危機対応業務における不正行為について
7. 除染事業における不適正事案について

(4) 平成 27 年度決算審査措置要求決議

参議院決算委員会における措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に、制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に改善を求めるものである。この措置要求決議は警告決議同様、全ての会派の合意に基づいて議決することを例としており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。平成 29 年 6 月 5 日の決算委員会において、平成 27 年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図表 2 のとおりである¹⁸。

図表 2 平成 27 年度決算審査措置要求決議の項目

1. 各府省等が保有する研修施設の有効活用について
2. 国家戦略特区制度の運用等について
3. 規制改革推進会議による各府省等設置の審議会等における検討状況の把握について
4. 政府共通プラットフォームへの政府情報システムの不十分な移行状況について
5. 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金の有効活用について
6. 復興関連基金及び復興交付金事業における剰余金等の有効活用について
7. 認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施について
8. 雇用保険二事業における執行率が低調な事業の見直しについて
9. 漁港施設の不適切な維持管理について
10. 博多駅前道路陥没事故を踏まえた地下工事の安全確立について

(5) 会計検査院への検査要請

参議院決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第 105 条の規定に基づき、会計検査院に

¹⁸ 決議本文は以下を参照。〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/193/k028_17060501.pdf〉(平 29. 7. 3 最終アクセス)

対して会計検査の要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、参議院決算委員会は、平成 27 年度決算審査を踏まえ、平成 29 年 6 月 5 日、会計検査院に対し、「中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について」及び「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」の計 2 件について、検査要請を行った。

4. 決算審査をめぐる今後の課題

(1) 決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保する有効な取組

平成 27 年度決算では、内閣に対する 7 項目の警告決議、内閣及び最高裁判所に対する 10 項目の措置要求決議が議決されたが、これらの決議は、本会議、決算委員会における審査の結果、より適正な予算執行等が必要と判断され、国会の財政統制機能の観点から与野党協調の下に政府等の行財政運営に改善を求めたものである。

今回の警告決議では、内閣官房及び内閣府における不適切な物品管理により、69 億円分の重要物品の所在が確認できなくなり、物品管理の適正化を求めたものや、J S C 及びスポーツ団体が不適切な会計経理を行っていた問題を受け、業務体制を改善させるべきといったもののほか、東日本大震災に係る復旧工事における談合や除染事業における贈収賄、文部科学省における再就職等規制違反、商工中金の危機対応業務における不正行為など、法令に違反する行為によるものも多く挙げられた。これらの問題は社会的な関心が高く、現時点で国会として意見を表示しておくべき事項と言えよう。安倍内閣総理大臣は、これらの警告決議の議決を受けて「誠に遺憾である。政府として重く受け止めるべきものと考えている」旨答弁しており¹⁹、各府省、独立行政法人等は、これらの決議をしっかりと受け止め、是正改善に向けて取り組む必要がある。

また、決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保するためには、決議に対する措置状況を決算委員会においてフォローアップすることや、対応が不十分であった場合には再度改善を促すなど、継続的な監視を行うことにより、予算の適切かつ効率的な執行への牽制機能を効かせることが重要である。

(2) 参議院における決算審査の更なる充実に向けて

少子高齢化に伴う社会保障予算の増大、長期債務の増加による国家財政のひっ迫が進行する中で、限られた予算をいかに効果的・効率的に使っていくかは、非常に重要な課題である。今後、一層適正な予算執行につなげていくためには、それをチェックする参議院の決算審査の更なる充実が求められる。審査においては、会計検査院の決算検査報告や、財務省の予算執行調査、総務省の行政評価、内閣府の行政事業レビュー等を一層活用するとともに、審査の過程で明らかになった問題について、活発に議論を行い、制度の改善を含め国の予算執行の是正改善を積極的に促していくことが重要である。

また、会計検査院への検査要請を積極的に活用することも重要である。参議院決算委員

¹⁹ 前掲注 17

会では、国会法第 105 条に基づいて、これまでに 38 件の検査要請を行ってきた（平成 29 年 6 月末現在）。平成 27 年度決算審査においても「中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について」及び「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」の計 2 件について、検査要請を行っているが、会計検査院からの結果報告は、事案の問題点等を客観的に明らかにするほか、今後の政策を判断する材料として有益なものであるため、これを有効に活用する必要がある。

平成 27 年度決算の委員会質疑においては、これらの指摘等により問題が明らかとなった事業と同種の事業が他府省等において実施されている場合には、同様の問題が発生しないよう、各府省等間において改善策等の情報を共有させていくことが必要である旨の指摘もなされている²⁰。

決算審査は、審査日程を含めて様々な政治情勢の影響を受け、大幅に審査が遅延する場合もかつては見られたが、平成 27 年度決算は、与野党が協調して決算審査の迅速化を図った結果、会期中に議了することとなった。決算審査の本質は、その審査を通じて、内閣に対する警告等を発するなどにより、審査結果を政府の予算編成・執行に反映させることにある。その意味で、早期審査は非常に重要と考えられる。今後も決算審査の更なる充実に向けて党派を超えた取組が継続されることが望まれる。

（もとしま ゆうぞう）

²⁰ 第 193 回国会参議院決算委員会会議録第 9 号 24～25 頁（平 29. 5. 22）